

第七回 参議院建設委員会會議録第二十四号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

四月二十九日 委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として今泉政喜君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○建築基準法案(閣議提出)衆議院送付
○継続調査承認要求に関する件

○委員長(中川幸平君) 只今より建設委員会を開会いたします。

○赤木正雄君 この法案は非常に歴大な法案でありますから、少くともこの委員会にかかつた法案では……専門員としても十分研究していただくと思ひますが、専門員で研究されて来な、おかしきという点があるならば、専門員で研究したことをまず聴きたい。

○重門員(武井篤君) 実は細かい点です。ここまですりきれないというものは、根本的な問題がこの間の証人喚問でもございまして、それで細かい専門的な立場まで入りきれないでいる、若し大きなこの間証人喚問の時にあります大きな疑問のような事柄があつて、そういうようなことが筋道が立つて参りますと、私共の方は、細かくその数字によつて調べて研究したい、こう考へておるのであります。

○委員長(中川幸平君) 尚らよつと御紹介いたします。東京都建築局長から

第十六部 建設委員会會議録第二十四号 昭和二十五年四月三十日【参議院】

この法案に対する意見書が提出されております。尚各府県の建築関係の方々から御意見を聴くことも一応の方法と存じます。さような点もありませんらどうぞ……

○赤木正雄君 その問題は、この法案を審議する上に非常に私重大と考へますから、成るべく多く、折角見えておる府県の方々の意見を伺いたい、この私思ひます。

○委員長(中川幸平君) それでは若しどなたか御意見がある方がありましたら、名刺を出して下さい。どなたか代表で、御意見のある方がありましたら発表願ひたい。それでは参考人、広島県建築部長諫早信夫君。

○参考人(諫早信夫君) 諫早でございます。

本日建築基準法が本委員会に審議せられることを、急に伺ひまして参りましたのでございまして、私は広島県建築部長でございますが、この一緒に参りました方には、その他の神奈川、山口その他建築に非常に密接な関係ある各主要な県の行政関係の人であります。その氏名は別紙で差上げてございまして、その皆の本法に対する一致した意見といたしましては、本法の提出についてはかねて案につきましては建設省の方から見せて頂いたこともございまして、相当地部分については趣旨は了承しておりますのでございまして

が、最近に至りまして、非常に根本的な点におきまして、急に案が委つていふ点にございまして、急に案が委つていふ点にございまして、非常に關心を持つておるために、皆本日東京に参りましては、従来主として市街地建築物法によりまして、多年の間地方の都道府県庁におきまして担任して参りました建築の監督に関する事項が町村長に主として行くという点と、監督主事制度の任用等に関する点でございますが、これにつきましては、非常に根本的な点でございまして、その内容等につきまして非常な關心を持つておると共に、まだ私共としても提出された法案の詳細を正確に知つておるといふ状況ではございせんので、こういうような重大な法案につきましては、地方庁の現実に今までやつて、担当しております者に十分その法案を審議する機会を与えられまして、その方でも十分御審議を頂ければ幸いと思ひ存じます。これにつきましては、東京都におきましても別に文書で意見が出ておると聞いております。私共といたしましては、尙詳細な具体的な意見については別に出したと思ひ存じます。成るべく十分な機会を与えられまして、議会の終りに、急にこれが決まるということのないようにして頂きたい、この点切にお願いいたします。できれば尙暫くの審議の余裕を頂けたらと思ひます。甚だ僣越な

点もございましたが、よろしくお願いいたします。

○赤木正雄君 今広島からして、これに對して何分慎重審議をして欲しいという御要望でありましたが、併し審議の時日もそうありませんから、どういふふうにかこれが審議が發展して行くかも知れません。その意味で、私は単にそういう要望のみではなしに、どの点を先ず考へて欲しい……成程東京都の方から立派な文書が出ておりますが、広島としても、やはり今までの経験に鑑みられて、この條項のうち……我々も実はこの條項を十分審議しておりません。しておきませんが、大体今までのあなたのお知合のところ、この條項でどこが違つておるといふことを、或いはお聞き及びなれば、どの点が悪い、どの点を改めて欲しい、そういう具体的なことを私は伺ひたい。それを承らんと、我々の参考にならんとと思ひます。

○委員長(中川幸平君) どなたか具体的な御意見があるお方、ありましたら一つどうか名刺を出して下さい……

○参考人(諫早信夫君) 実は具体的な法案を見ておきませんので、具体的に申しませんでしたが、東京都の提出された、東京都はこちらにおきまして、いろいろ詳しいことを御存じのようでおられるのでございまして、この主事を市町村関係にまで置くということにつきましては、種々の観点から、私共としては、法規の完全な施行という点におきまして、非常に危懼を抱いておるわけでありまして、理由書にも四

○仲子隆君 東京都から来ておられますか。都の方がおられれば、それを聞くことは如何ですか。

○委員長(中川幸平君) いやあ東京都指導課長中井新一郎君。

○参考人(中井新一郎君) 私、東京都指導課長の中井でございます。一昨日は建築局長から申上げまして、その節この法案が現在施行されるとすれば、どういふ点が困るかということ詳細な文書にして出せというお指図を頂きましたので、用意をして参つたのであります。お手許に、御覧願ひれば結構と思ひますが、局長は、今日はこちらよつと出て参りませんでございまして、その下で實務を執つておられます指導課長として、御説明をさせて頂ければ有難いと思ひます。具体的に法案を拜見いたしますと、一般大綱で、十分検討ができておるとは申上げにくいのであります。大きなものだけを、取り上げて文書にいたしました。恐縮でございますが、その文書につきまして御説明をさせて頂きたいと思ひます。

先ず第一番は、法案の四條でございますが、建築主事のこと書かれてございまして、これは建築主事を置くこと申しますことは大変結構なことと存じておるのでございまして、この主事を市町村関係にまで置くということにつきましては、種々の観点から、私共としては、法規の完全な施行という点におきまして、非常に危懼を抱いておるわけでありまして、理由書にも四

点もございましたが、よろしくお願いいたします。

点ばかり挙げて書いてございますが、その第一点は、建築行政の運営には建築技術以外に、機械でございますとか、電気でございますとか、化学、冶金、そういろいろな専門技術も非常に多く要しまして、主体となつております建築屋を含みますと、相当な専門技術陣容を持つてやらなければならぬ現状でございます。その外に、技術上又は行政上の調査研究、統計資料等、非常に多くのものを要しまして、可成りのグループとなつて仕事をやつて参りませんことには、仕事の質が低下して参る。こういうふうに考えるわけでございます。仮にこの法案のように、市町村にこれを、この事務陣容を細分して参りますれば、現在やつております程度の施行をいたしますにも人員が何倍か増加して行つて来るのではないかと、或いはその逆の場合が考えられると存じます。たとえそういうようなことが経済的に許されませんでしたとしても、技術陣容、事務陣容が小さくなつて参りますれば、技術の質が低下して来るのは止むを得ないことと存じますし、多年やつております経験から申しまして、特に技術者が小さい数で二人三人と分散いたしますれば、そこに進歩的な技術が採り入れられて行く、技術者が向上して行くという望みが非常に薄いのでございます。そういうようなことから行政の実際の事務の運営が非常に困難にもなつて来ると存じておるのが第一でございます。

建築局で扱つておるわけでございますが、手続上の問題ではございませうが、建築の主体をなす基準法関係の手続が市町村に参りまして、ここに建築書き立てましたような諸種の法令、都市計画法、特別都市計画法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法その他これらの法令に基づきます諸種の規則の手続が一方では知事であり、一方では市町村にあるということになりまして、民間の建築士の手続が非常に煩瑣となることは申すまでもないのでございませうが、これを審査いたします私共といたしまして、知事の方から市町村と連絡をする、市町村の方から知事へ連絡をして頂くというようなことが非常にむずかしくなります。その外事によりましては一つの建築に對しまして、市町村が許可をしたが知事が許可をしないとか、或いはその逆の場合が考えられるわけでございまして、すでに東京都におきましても、警視庁に……建築物法が施行されておりましたときには、警視庁が市街地建築法の観点から建築物を許可いたしましたも、東京都の知事は都市計画上の観点から許可し得ないというようなことがあります。又逆の場合もあつたわけでございませう。こういうような不都合を来たすのではないかと考えております。

その三番目は、伝染病院でございませうとか、屠殺場、火葬場、塵芥焼却場その他燻染とか、火災、騒音、煤煙、塵水、悪臭、有毒ガス、こういうようなものを一般に公害と申されておるのでございますが、この公害を発生する工場のような建物の位置がそれらの市町村の狭い観点から決定されて参りますと、相隣接している市町村間に不都合を来たすのではないかと、こういうふうにも考へます。これは当然大きく府県単位の都市計画的な見地から決定せらるべきものが、小さい利害に拘りまして、結果がうまく行かないのではないかと、こういうふうにも考えるわけでございませう。

第四点といたしましては、現に事例もあつたように伺つておるのでございませうが、国際都市でございませうとか、観光都市でございませうとか、温泉都市でございませうとか、そういうような所の建築施設が温泉都市で申しますれば単にお客を引けばいいというふうな、狭い経済的観点からいたしまして、非常に質の悪い建物が許されておる。そういうときにはお客が、他府県、或いは他の都市、或いは外国からお見えになるお客さん方に実際上の被害の及ぼすようなことになるのではないかと、或いはそういうことも心配せられるわけでございませう。

一番大きい問題といたしまして以上のような四点を挙げました。現在市町村へこの事務を分割して行くことは施行の結果から非常に心配をいたしておるわけでございませう。次は四十九條でございませうが、用途地域の建築制限について申上げたいと存じます。二点ございまして、そのうちの一点は用途地域による工場の規模の制限は、床面積だけではなしに、現行法通り、馬力数からも取締をいたしたい、こういうふうにも考へております。理由書にも挙げましたように、東京都では、住居地域に例をとりますれば、現在一般には三馬力以上の工場が禁止されております。これはどの府県でもそうでございませうが、特に東京都の事例を申上げますれば、住居地域内に現在ございませう工場の四〇%と申しますものは、明かに法案に書かれてございませう五十平方メートルの床面積を超過するものでございませう。こういうような状態でございます。外に、現在中小工業と申しますか、或いは家内工業と申してよろしいと思つてございませうが、都内の住居地域にございませう、そういう小さな工場、非常に数多く存しております。小さな工場については、法案に明記されておりますように作業場というものはつきりと抑えにくいのでございまして、作業場と居住部分が区別がつかない。或いは昼間はそこで作業をしておりながら、夜そこで寝るというような実状でございませう。こういうときに作業場の面積だけを抑えますれば、非常に取締が困難であらうと存じます。工場で働いております者或いは近辺に及ぼす公害という点から考へますれば、馬力が小さくして作業部分が広ければ広いほどよいと考へておるのでございませうが、現在の法案ではそれがむしろ逆になるのじやないかと考へております。例を挙げますれば、ここに書いてございませう通り、五十平方メートル以下の工場は、現在終戦後の新しい傾向といたしましては、ゴムロールでございませうとか、印刷用の版面研磨でございませうとか、水がうによります金属の研磨、製本、断裁製粉、精麦、こういうような工場が五十平方メートル以下で二十馬力とか三十馬力とかの動力を使つておる現状でございませう。これは私共現在種々の陳情によつて悩まされておるところでございませう。こういうようなわけでございまして、何十年もやつて参りました

てそこに落着いております住居地域の安寧というものが、ここで制限の方法を切換へることによつて非常な混乱を来たすのじやないかと思ひます。先に四十%の工場が規則に合わないに申しましたが、これは五十平方メートルを超えるものが四十%であるといふこととございまして、大きな工場に今度……多年育て上げて参りました住居地域の安寧が成立したんじやないかというのを深く心配いたしておるわけでございませう。

第二番目は、用途地域内の建築制限は、第四十九條別表第一に掲げるもの外、都道府県知事が建築審査会の意見を聴いて予めその制限を強化又は緩和できるようにされた。現行法では但書がございまして、勅令で決まりましたものの外に制限を強化し又は緩和できるようにするが、今度の法案によりまして、これは法律で決定せられてしまひまして、地方でその取扱をする余地がないように拜見いたしております。そういういたしますれば、理由にも書いてございませう通り、その都市の場所によりまして、或いは都市の大きい小さいとかその他のいろいろな特異性によりまして、産業施設でございませうとか、文化施設とか、こういうようなものに、それらに都市の特色があるのでございませうが、これを大きい東京都のような所から山間の市町村に至るまで一律に法律で用途地域まで取決めますことは、産業の発展上、或いは文化施設等の設置につきまして非常に障害になるのではないかと、考へております。

で、この点は折角できまする建設審議会の意見を尊重しまして、知事の方で予め包括的にそれを制限の強化又は緩和をできる限りにお取計らい願いたい。これはむしろ現行法よりは或る意味で後退している規定が立案せられていないのではいかと考えておられます。

次は第四十八條についてでございますが、用途地域の指定は都道府県知事ができるものにして頂きたいというのでございます。現在は理由書にもございますように、地域指定の調査立案は都道府県で行なつておるのでございまして、建設大臣の認可を得て決定せられるようになってございます。これはやはり土地のことを一層よく知つておるのは都道府県であるという建前から、都道府県の知事がこの地域の指定をできる限りにお取計らい願いたいと考える次第でございます。

次は第五十五條でございますが、建築面積の敷地面積に対する割合でございます。新しき法案では、特に申しますれば、商業地域以外の所、これは住居地域でございますとか、密接地でございますとか、いろいろな所に立ちまする建築物の面積は敷地面積から三十平方メートルというものを天引きいたしました残りの面積の六割しか建たないという制限でございます。これは実行できますれば誠に結構な規定であるとは存じておりますが、東京都の現状からいたしまして、都心に近い小住宅の敷地に非常に困難を感じるのではないかと存じます。都心部は商業地域になつてございまして、この規定の制限は受けないのでございまして、その周りにございまして比較的たたくと家が建つて

おるような所では、まあ大まかに申しますれば二十坪以下の敷地には家が建たないということになると思ひます。それでございまして、この規定の施行には東京都といたしまして非常に困難を予想いたしておりますので、何らか救済の道々講じて頂きたい。或いは新しく考えられますやり方といたしましては、敷地の分合を行ひまして、その敷地の上に共同建築が建てられるようなことも考えておるのでございしますが、そういう点におきましても国の何分の補助、助成をお願いいたしたい。非常にまあ生活に困窮いたしております者の唯一の財産とでも申します土地、建築物に少くも制限ではないかと考える次第でございます。

次は第六十一條でございますが、防火地区内の建築の制限でございます。防火地区の図面を差上げてお手許に防火地区の図面を差上げておきますが、東京都の現状では中小規模の建築物の事実上……今度の規定を施行いたしますれば、中小規模の建築物を禁止するようになるのではないかと心配いたしております。図面で中心部に紫色にベタに塗つた所が東京都の甲種防火地区でございますが、それが大体一千万坪でございます。他の都市に比べて非常に大きいのでございまして、東京都だけが終戦後十数倍の面積を拡げて防火地区を規定してございまして、こういう所に建ちまする建物まで、普通住宅でございますとか店舗とか、一般の建築物までも鉄筋コンクリート造等にしなければならぬ制限が施行されるわけでございます。これは勿論前の條文と同様、私共もそうあることを願うのでございまして、戦後の経済状態では聊か施行が困

難ではないかと存じます。結果はやはるやうな種類の建築物の禁止に結着するのではないかと存じますので、前と同様何分の補助、助成方を御考慮願いたい。たつて申しますれば、そういう方途を講じられましてもこの法案の施行をされるようにお願いいたしたい。こゝろいうわけでありまして、大体お聞き苦しいうございまして、差上げました書面についてだけ御説明申上げました。

○赤木正雄君 今の東京都のお話に關しまして住宅局長さんのお意見なり、お考えを頂きたいと思ひます。○政府委員(伊東五郎君) 只今東京都の方から、この法案についての御意見の開陳がありました。これにつきまして私共の本案を作成いたしました考え方を御説明申上げたいと思ひます。第一点の建築主事を置きましてこの事務を取扱うのを都道府県の吏員に限ることとした。現状通りにして貰いたい。こゝろいう点でございます。この問題につきましても各都道府県から反対的な御意見があります。これを十分承知いたしております。ただこれを都道府県のそれを取扱う者の側のみからこの問題を結論を得ようということではできませんので、もう少し広い視野から地方自治の立場、建築、都市計画等の担当者として都道府県というものを主体として、従来長い間やつて参りました市町村の自治、都道府県の自治、これを両面考へなければならぬが、それからこの規定の適用を受けま

す一般国民の側に立つても亦考へなければならぬと思つてございまして。一般的に申しまして、警察とか消防とかいうようなものは段々市町村にその事務が移されて参つております。建築、都市計画などにつきましても、市町村の自治体自身これは問題でありますので、その点については、原則的に申しまして、当然市町村自体がその都市をよくするためにやることでありますから、市町村自体にこれを移す方がよいのじやないかとこゝろいうふうに私共は考へておるわけでございます。原則論としては、これについては都道府県におきましても異存はないものと従来は承知しておつたのでございまして、ただ多年やつて来ておられますが、たまたまから、これを俄かに移すという場合に、いろいろなことに、支障と申しますか、混乱と申しますか、一時そういう事態が起きやせんかということ懸念せられますので、その点につきましてはこの法案を作成いたしました場合に、十分に考慮したつもりでございます。即ち、元来ならば市町村にそのまま移譲して行つてもいいのであります。又、又地方自治の精神から言いますとこれに対して市に移した以上は都道府県とかが、或いは建設省とかいふものが、又た自ら容れる必要がない、容れない方がいい、地方自治を確立しますためににはこゝろいうふうにはつきり行くのが理想的ではあると考へますが、その移り変りの混乱という点も考へて、移す場合に特に都道府県と協議をして、協議が整つた場合でなければできないという点とか、都道府県がこゝろ市町村に移した場合にいろいろの助言を与えるとか、援助をするとかいうことの外に、監督をする、若し市町

村のやり方がこの法の主張を減却するやうな場合には都道府県みずからその執行に當る、或いは建設大臣みずからこれに當るといふやうな、地方自治の側からいいますと非常に変則的な、強い統制的な規定まで入れたわけでございます。これは建設省の任命につきましても、これは建設省の任命を必要とする、而もその検定を受けられるのは、これだけの資格のある者に限るといつたやうな、直接事務の責任者である建築主事についてもいろいろな制約を加えたのであります。そういうやうなことでこの移り変りに混乱、支障を起さないうれだけの十分の用意はいたしておるつもりでございます。今その理由としていろいろ挙げられました。例へば第一に、この法律の施行に當りましては、建築技術のみならず、機械と科学とかいふたやうな知識も必要とする、こゝろいう点もございまして、それがために人員が増加しやせんか、能率が低下しやせんか、こゝろいつたやうな心配もあるとございまして、そういう場合には都道府県がこの援助をするにできることになつております。そして、こゝろ専門的な知識を要するものについて、これを担当する市町村に適當な人がなければ、都道府県に援助を求め、そしてその人に一切の事務を手伝つて貰う、こゝろいう途を開いたのでございまして。

それから建築に関する他の法令がいろいろございまして、それとの関連がどうかという点も無論十分に研究したのでございまして、旅館とか公衆浴場とか、興行場、そういう特殊の建築に

三

ついでに別に法令によつて、建築に於いても許可、認可が要するという場合があるものであります。これが県の事務になつておるものもあるものでございませう。但しこれらのものについては最近法律が改正せられて臨検などは市に移譲されております。人の関係も非常に密接なものであります。特にこの建築物については予防消防の見地が非常に大きく関連を持りますが、消防につきましても現在御承知の通り市にその事務が移されております。この関係から申しますと、むしろこの市の方が関連性がいい、こういう点もありません。これは一利一害でありまして、必ずしも都道府県の方が密接な関連を持つという結論も出ないのでございまして、これはいづれともこれだけの理由では決定しかねる問題だろうと思ひます。それからいろいろな建築工場とかその他危険建築物とかいうような危険物を收容するものとか、いろいろ周囲にいわゆる公害を及ぼすというふうなものにつきましても判断を要する場合があります。成るべく都道府県といつたような広い範囲で考える方が適當だろう、こういうふうな御趣旨でありましたが、この点につきましても、この都市計画というものは、市を単位にしてやつておられます。都市単位でやれば十分と思つております。府県単位に段々に地方計画というふうなものも将来段々考えなければならぬのでございませうが、一軒の家を建てる場合、地方計画まで考える必要がない、都市計画だけで十分である、従つて市で総合的にやれば十分である、この点は市の方がいいと考えております。

四番目に、どうも御趣旨でありましたか、例えば温泉都市なんかで、その都市が市の発展のために勝手なことをする、そのために危い建築、不適当な建築物ができて、外国から来るお客さんなどに御迷惑がかかるような御心配がありはしないかという御心配であります。そのことについては、現でも市でも同じようなことだと思ひます。ただ実際問題から考えますと、現状におきましては、特に中小都市等の場合に市の目先だけのことを考えまして、将来のことは考えにくい、県ならば一応大きな立場から見ているから、その点は県の方がよいかという結論が出るんじゃないかという点もございませうが、これは理論的にさういうことではないのであります。その市の発展のために目先だけではなく、将来のことも考えて行かねばならぬことは当然でございませう。根本的にこれは市に移すといふことの反対の根拠にはならぬと考へております。市町村に移す場合につきましても以上のようにいろいろと比較検討いたしました。御心配になつた点を十分に考慮してこの案を作つたといふことを申し上げて置きます。それから二番目に、用途地域の関係でございませうが、この用途地域につきましても、大体従来やつて来ておりました通り、この法律に直接規定いたしましたような関係になつておりますが、御指摘があつた点について若干の修正を加えたわけでございます。即ち住居地域その他に工場を建てる、大規模の工場は公害が多いというところから、或る一定の物指を置きまして、それ以上の工場は住居地域にはいけない、商業地域にはいけないといふふう

に従来ともやつておりますが、その物指を今回、今まで馬力数で規定しておりましたものを床面積、作業場の床面積で規定したのでございませう。これはどういふわけかと申しますと、馬力数で規定いたしますことは、何分機械の馬力というものは建築物を建てる場合に直接の問題ではないのでございまして、その点から申しまして非常に制限がやりにくい、つまり馬力というものはその工場の作業に伴つて始終動くものであります。非常に作業が忙しなくなりますと馬力を殖やすとか、生きもののでありますので、非常に掴みにくい。又馬力を殖やして非常によくなる場合がある、同じ作業をやつておられます、いろいろと衛生的な点を改善するために馬力を殖やして機械を良くするといふようなことは始終起きるのであります。これは多年やりまして、只今東京都からの御意見はありましたが、別の却つて逆の意見が多年非常に多かつたのであります。馬力で以て工場の害を或る程度測定するといふことは非常にやりにくい、却つて工場の作業場の改善を阻止する、或いは工業といふものの発達を阻害する、こういうふうなもの非常に多かつたのであります。そういう点に鑑みまして、作業場の床面積に改めたわけでありませう。この作業場の床面積にしましては、昼間はそこで寝て、夜作業するといふようなこともありますが、これも掴みにくいのであります。いすれにしても、この工場の規模、周囲に及ぼす迷惑の程度をさういふ物指で規定すること自体が非常にむづかしいことであるので、いすれにしてもむづかしいのだが、むしろ床面積でやる方が

まだ実害は少いだらう、こう考えまして、これを改めたわけでございます。この床面積にしまして不適格なものが相当できるということも言われましたが、これは馬力にいたしましては、現在住居地域内に三馬力を超えるものが随分沢山ある、つまり不適格なものが沢山あるものであります。その点はいすれにしても同様だと考へております。それから二番目に、この用途地域の関係で、原則的にこの規定に書いておることに関しまして、知事などの許可を受ければよろしいといふことになつております。さうしてその場合には建築審査会の同意を得るということに今回したわけでありませう。従来は知事の独断でこの許可をするせんといふことを決めたのでありまして、極めて非民主的であり、非立憲的でありました。こういう重要なことを知事に任してしまふといふことはよろしくないと思ひます。この建築審査会という政治的な色彩のない、技術的なメンバーで構成されておる建築審査会といふもの、同意を得た上で許可を決定する、こういうことにいたしました。これは一歩後退ではなくて、取扱う者の便不便利から考へますと、如何にも厄介であります。が、民主化といふことから言いますと、一歩前進した規定でございませう。三番目に、この地域の指定を知事に任せるといふ点であります。これは都市計画法との関係もございまして、現在都市計画に依つてこの指定は大臣の指定になつております。但し大臣は一方的に指定するものではありませんで、地方の当該市町村からの申出によりまして、そして当該市町村の

あらゆる関係者から構成されております都市計画審議会というものの意見を聴いて、さうして形式的には大臣が決定する、こういうことになつておりますので、この点につきましても都市計画法との関係もございませう。今回は一応従来通りの手続にいたして置きまして、近い将来にこの都市計画法も再検討したいと思つておりますので、その際は只今の点は更に考へて見たい。但し現在のところでは別に差支つた弊害もないと思ひますので、原案の通りいたしましたわけでありませう。それから三番目に、建築物の面積と敷地の面積との割合について御意見があつたわけでございますが、つまりこの建築物の敷地に対する密度、結局は都市の平面積並びに建築物の密度に関するものでございませう。この建築物の密度につきましても、強ければ強くなる程防火の点なり、都市計画の点なり、さういふ点から申上げますと理想的であります。一方土地所有者側の利害関係を考へますと、無暗に強くなることはできないといふ、両面から考へなければならぬ問題だと思ひます。現在においては住居地域とか工業地域では、敷地に対する六割まで建ててよろしい、それから商業地域では八割までよろしい、こういうことになつておるわけでありませう。これを若干強化をいたしましたわけでございますが、その点につきましても、すでに特別都市計画法によりましては戦災都市については敷地の最小限を三十坪としております。これは我が国は木造の小々な建築物が密集する、結局敷地が、一筆ごとの敷地が非常に小さくなるということによりまして、非常に密集して不良地帯

になる、こういうことからこういう規定を置いておきたいわけですが、私共この案では、三十坪を最小限とすることは一応は特別都市計画法との関連においては正しいのでありますが、これは少し行き過ぎじやないかと考えまして特に住宅について九坪の空地をプラスする、こういう方式で参つたわけであります。

このこちらの方は(四)現在やつております住居地域の例でございます。つまり二十坪の土地がありますと、これに十二坪の建物が建つわけでございます。これはどういうことになるかと申しますと、この通り周囲に三尺、半間の空地と言いますか、間隔を置きまして、これで制限いっぱいになる。これはただ建物の中心線から取つておられますから、基礎とか何とかはこれから見出す。上の方から屋根の頂とか軒というものがこれにずつと出て参ります。この辺は三尺ぐらい出て参りますから、つまりいっぱい建つ。こういう小さな特に小さな建物について、小さな敷地について、これではとても防火の点からも、衛生の点からいっても不適当だ、これが段々大きくなりますと、百坪のところへ六十坪建つのだ、まわりに若干の空地が取れる、小さいものではこういう状態でありまして、これがいっぱい建つたならば非常な密集不良地帯になる、こういうことはいかんと思ひます。それでこの程度に上げたわけですか。これは一間ぐらい大體取れることになりまして、まわりに一間ぐらい、敷地が、これは三十坪の場合ですが、これから九坪引いて、その六割ですから、十二坪半になります。土地が十二坪、物置だけが半坪この程度

のものでございまして、これはまあ地価が高い所ではこの程度までは止むを得ないだろう、もう少し地価の安い郊外でありましたならば、もう少し空地も取れるが、町の商業地に近いような所ではこの程度で止むを得ないだろうということ、こうやつたわけでございます。この図面で御覧になれば、決して苛酷な制限ではないと思ひます、すぐにお分りになるだろうと思ひます。従来やつておりましたことが、空地の制限をやつておりましたも何の意味もないと、むしろこちらの方でありますと、まあ放任しておられるも同様だということがお分りになるだろうと思ひます。これは都市の極く小さな土地を持つておられる方には、若干痛い規定だろうと思ひますが、この市民の大多数の利益、生命、財産の保護、こういうことから申しますと、これは止むを得ないのじやないかと考えまして最小限の強化をいたしたつもりでございます。商業地域の方の八割を七割にしたという事は、これが大した制限の追加にはならんと考えております。特に商業地域などは、多く防火地区などに指定されますが、防火地区に指定されまして本建築をやる場合には、一割増しということになつておりますから、これで八割になります。又角地でありまして更に一割増し、九割になるという事になりますから、これは余り問題じやないと思ひます。

それから第四番目に、補助をやるという事が決まつてからこの改正をやるべきである、こういう御趣旨のようでありましたが、これはこの補助につきましても政府としても真剣に考えております。来年度は是非実現したいと思つております、併しこれも、一般にこの法律によりまして強制をするという前提がありませんと、なか／＼この補助も実現がむずかしいのでございまして、これは補助がなければいけないということになります、いたるところになりまして、非常に大事なことが結局いつまでいままでもできないという事になる慮れもありません。必要最小限度のものは基準法で規定いたしました、これだけのことはやると、そうしてその上で、この資金的な援助必ずしも補助のみには限りませんが融資の途なり補助の途なりを考へるということにすべきだと考えまして敢えてこの法律にこれを規定したわけでございます。

以上簡単でございますが、御説明を終わります。

○赤木正雄君 第六十一條につきまして、先程東京都のお話では、中小規模の建築物の禁止に結果する、こういうように述べられておりますが、併し今のは大分話が違つておりますが、併し今一度東京都の人に伺つておきたいのですが、どういふことでございますか。

○参考人(中井新一郎君) 中心部の敷地でございます、資金を十分に持つておられます方には、現在でもすでにコンクリートの建物が建ち始まつておる現状でございます、いわゆる一般の商店、店舗、こういうようなものは、銀座あたりでは、現在間口が三軒、奥行が十軒というのが建物の一筆になつております。こういうような所には、大きな所では幾筆も持ちつたなつて建つて行くのでありますが、そういう方が、実際には鉄筋コンクリー

トを建てることのできない、銀座においてそういうことではございまして、更に広い、最前も図面で御説明申上げましたように、もう他の都市と飛び離れて広い甲種防火地区を指定せられております防火地区では、もつと／＼経済的に弱体な方が非常に多いのであります。こういうような方は建てることなさいましたも事実建たない。私共も建築行政をやつております以上、建てることを非常に望んでおるのでございまして、数年の実情をいたしましては、実際上の禁止になるわけでありまして、差上げました図面の中に、ほんのちよつと赤く塗つたところがございまして、ここだけが現在木造の建築物を禁止いたしております、私共といたしまして、これをできるだけ抑へなければならぬというので案を練つておるのでございまして、地元等の御賛成も得られない実情でございます。恥かしいことと存じます、現状にとどまつておるわけでございます。この中心部の小さく赤く塗りましたところの指定が、今度は紫色のところを指すのでございまして、そうなりますれば、只今申上げましたように、非常な経済的に弱体な方々の建築を實際は禁止をするということになると、願わしいことと申します。これを止めて頂きたいとは申上げかねるのであります。一つお探願したいというのが趣旨でございます。

○政府委員(伊東五郎君) ちよつと只今の点につきまして、先程少し説明が足りませんでしたから、もう少し御説明申上げます。現在東京都では、防火地区が非常に広く指定されております。併し、その中の今お話のありました通り、極く僅かな部分、丸ノ内界隈の極く僅かだけの区域に指定いたしております。というの、鉄筋でなければ許さんということでありまして、その外の所では、皆木造を許しておるのであります。これは防火地区を指定して、木造を許可するということだけでは、ただ許可の手続がうるさいだけで何にもならないことになりまして、これは当然にこの規定によりまして、鉄筋をやるならやる、やらないならやらないという区域を、再検討して決定すべきものだと思ひます。この場合に私は必ずしも現在指定されておる防火地区をうんと狭めると、こういう意味ではありませんが、再検討して指定すべきだと思ひます。只今指定されております防火地区は、一応この新しい法律によつて防火地区というふうになり換るわけでありまして、これは事務的にそういうふうになり換らしただけでありまして、規定そのものについては、当然規定の内容が変更すると、再検討を必要とする事になるだろうと思ひます。

それから、小さい宅地の多いことは御承知のことと思ひます。従来防火地区は、長年木造でやつておつたわけでありまして、敷地が皆小さいわけでありまして、そういう点も考慮いたしまして、この六十一條では、小さな建築物百平方メートル、三十坪までは、外壁を耐火構造とすればよろしい、こういうことがあります。この耐火構造そのものについても、新しく政令で再検討したいと思ひますが、小さな建築物の耐火構造はもつと緩めたいというふうな考えでございまして、申しますのは、小さな敷地に鉄筋が建ちにくい場合にお

いは、いわゆるブロック造というよ
うな方法で行けば、ブロックを外被だ
け差し込んでやつて行けると思いま
すし、もつと小さなものについては、附
属家は木造の築家も認めておるわけ
でございます。まあ可なり防火につき
ましては相当強化はいたしております
が、この程度のもので全然家が建た
なくなつてしまふという心配はないと確
信しております。尙この都市の防火に
つきましては、最近の大火の頻発など
に鑑みまして、非常な個人の財産など
の富を喪失しておりますが、この点
については、できるだけ強化をいた
したいと、資金的な援助を裏付けとし
てできるだけ努力をしたい。この防火の
規定の強化は、この法律案の可なり中
心的の問題でありまして、特に消防関
係の方とか、一般の有識者の方から
は、非常に強い要望があるのでござ
います。この国会でも都市不燃化の議員
連盟の方々からなども、非常な鞭撻を
受けておるわけでありまして、これは
東京都、その他、直接この事務を扱つ
ておる方が、この趣旨に反対されるわ
けはないと思ひますが、實際の問題と
して御懸念があるであろうと考へてお
ります。

○赤木正雄君 今局長の御説明の通り
に、仮に第六十一條を適用いたします
と、東京都のごとき小規模の建築物が
或いは禁止されます。それがために莫
大な予算措置が講ぜられることと思
ひますが、一体そういうもの予算措置
なんかどれ程要るか考へておられま
すか。

○政府委員(伊東五郎君) この予算措
置が、莫大なものになるかならんか
ということは、この莫大の程度でござ
います。一遍に今木造を建てているも

のを鉄筋に変えてしまふという意味で
は毛頭ないのでございまして、これか
ら新しく作るものに適用するわけで
ございまして、防火地域が、現在東京
都あたりかなり酷いのですが、それ
にしまして一年間に新築されるとい
うものが、若干多いものじやないと思
つております。それから補助にいたし
まして、高率の補助は必要はないと
思ひます。むしろこれは資金的な援助
の融資などの途を開くということが一
番大切だと思つております。金額に
ついては、まだ十分計算をいたして
おりましたが、まあ数億というふうな
ものはなると思ひます。

○赤木正雄君 先の第四條の建築主事
の問題ですが、これを各市町村にお
いて、これに對しても相当吏員とい
いますか、それが増して来るが、そ
ういうの吏員が一体何人増し得るか、
そういうことを考へておられるので
ございませうか。

○政府委員(伊東五郎君) 現在都道府
県で、今大体全国千人ぐらいで取扱
つておりますが、これを市町村に移し
ても、全体の数は若干多くなると思
ひますが、それだけ別にプラスにな
るといふことはなからうと考へてお
ります。市町村もここで必ず置かな
ければならぬと考へておられるので、
いろいろな條件が揃つた場合にやる
ことができるというのでありまして、
市町村にいたしましては当然予算とか
適当な人を得られるかどうかという
ようなことを考へた上でやるわけで
あります。それからこの費用については
手数料を取ることになつておられ
ますが、これは当然に、只今県で取
つておられますものは、市の収入に
もなるかと考へます。

え。これはまあ全体の費用を賄う
には、或いは少し不足するところも
あるかと思ひますが、大体において
手数料で費用を賄う、こういうふう
にございませうか。

○赤木正雄君 現在千人ぐらいでい
いものが、それが市町村に吏員が移
つても、大体千人ぐらいで殖えんと
おつしやるが、どうもその点は納
得が行き難い。或いは市町村に行
くならば、それは或る条件がつか
ない以上は、自治庁に置けば又隣
りの自治庁にも置くという結果に
なりまして、龐大な数に増す結果
になるだらう、こういうふうにお
思ひますが、今日行政整理とか、
各省のみならず、各自自治庁にお
いても行政整理ということが、当然
考へられるんですが、そういうの
に對して、こゝろに對して、こ
ういう龐大な吏員が増すといふ
ことは行政整理のいわゆる趣旨に
反せやせんか、これに對してどう
考へておられますか。

○政府委員(伊東五郎君) これは県
でやれば大きい世帯でありますから
千人でやつて行けるが、市町村に
もやることのできる、市町村でも
やることのできるというところ
になります。それだけプラスにな
つて、公務員が殖えて来やせん
か、こゝろに對して、この法律によ
つて非常に殖やすといふこともな
いのでありまして、別にこの法律
によつて非常に殖やすといふこと
もありません。多少の増員はあ
るかと思ひますが、非常にこれが
ために人を殖やさなければならぬ
という事態はなからうかと考へて
おられます。

○仲子隆君 今の御説明を通じても感
ぜられるごとく、我々がこれをただ
読んで行けば、今のような人員の増加
が必要である、或いはさつき東京
都及び各県あたりからの質問とか
その他意見を述べると、直ぐ簡単
に分るようになります。局長の方
では説明しておられるが、併し
これだけの龐大なものの概要を見
ても非常に分らない、更に細かく
内容に入つて行けば更に分らない
のです。それにも拘らず、二十八
日に衆議院の方で出された、昨
日委員会だけが通つた。同時に
我々が二十八日にこれを受けて
これをやつて行く、そしてあと
二日か三日であるに拘らず、急
いで持つて来られるのは、何か
非常に重要な意味がありますか
どうか、これを御説明願ひたい。

○政府委員(伊東五郎君) 実は現在
市街地建築物法でやつておられる
のは、新憲法の精神から言いま
しても非常に不適当なものでござ
います。又戦災都市その他都市の
復興についても、現在の法律とい
うものは、非常な不十分な点
が多いのでございませう。これは
終戦後間もなく昭和二十一年に
すでにこの改正を一応の案で
作つたのでありますが、資材状況
などから考へまして、延ばして
おつたのであります。今日の段
階から申しますと、急速にセ
メント、鉄鋼などの資材状況は
改善せられて参りまして、尙火
災などの最近の非常な頻発など
から考へまして、一刻もこれを
猶予することができないと考へ
ます。関係方面その他からも
非常に強い要望があるのでござ
いまして、この提案が遅れました
ことは申訳ないのであります。そ
れだけに事前の研究は十分に
いたしまして、最後の閣議決定
をしましてから、総司令部に送
りまし

て、そのものだけでも約二月もか
つて慎重に原案を練つたよ
うなわけでありまして、国会に
提出いたしますのが非常に遅
れましたことは申訳ないので
ありますが、一日も早くこの
法案の成立を政府としては望
んでおられるわけであり
ます。今期に遅れますと、半
年なり遅れるといふことは、
いろいろな意味におきまして
国家的な非常な損失になるの
じやないかといふふうにお
考へておられます。

○仲子隆君 立派な基準を持つた都市
建築物を作るといふことは非
常に必要である、パリーの
ごとき、あの建築様式を見
ても、住宅の、住む者の面
からも衛生の上からも、美
観の上からも結構であります。
これが先程のお話のごと
く、若し憲法によつて必要
であるならば、すでに戦災
その他に出るべきものであ
る。今頃小さなものが、が
ちやがちやできておるとき
に、急に基準法を出して、
これからはこれでやれとい
うのであるけれども、これは
まあその点なら或る程度い
いかも知れないが、我々から
見れば、今ここに説明され
る程度のものであれば、理
想的な基準のものじやない、
もつと資材その他が十分
あり、何人もこれをその通
り建て得るならば、もつと
都市建築、その他パリー
式或いはニューヨーク式に
やつたらよろしい。然るに
これほんの僅かなことであ
る。理想的じやない。ま
して今資材、その他が相当
出揃つたからというお話
であるけれども、今日の國民
の一般の財政状態経済状態
、或いは財産その他を見積
つて見ても、到底この程度
の貧弱な標準にさえ作れ
ない。それを作り得るとい
ふことについて、どうい
うふう

に一般の國民の財

政状態を考えられてこれをやられるのであるか。先程のごとく二十坪以下のものは、或いは三十坪以下のもの建てるのは少しの毒であるように言われるけれども、現にそういう土地しかないわけである。あのお話のときに少し痛いかも知れないということも言われる。ただ痛いかも知れないという今日程度の痛でなく、それを建て得ない、それは痛いかも知れないということも言われるが、或いは先程の補助を出してこれをやらせるとか、或いは幾つかの土地を合併して共同建築でやらせるとか、そういうような考え方の下にこれをやるのであります。一般のことについてお伺いいたします。

○政府委員(伊東五郎君) これは、只今のお話は、建築密度の関係、敷地と建物の面積との関係と伺いましたが、一般に大衆が非常に今貧乏なのに、これだけのものを補助なしにやれるかどうかという点であります。私共これにつきましても、別に補助というようないことばを考えておりません。補助とか、融資といふことを考えますのは、普通なら木造でやることを鉄筋でやるという場合に、建築費の差額、これについて考えよう。こういふことでございまして、敷地の大きさについて、それがために何か補助の途を開くというようないことは考えておりませんのでございませう。それで国民大衆が痛むということでありませう、むしろ家を作つたり、土地を持つたりしておるといふ人は別に、国民大衆と言いますが、まあ相当財産を持っている者というわけでありませう、そう国民大衆に対して直接これが負担になるというごじやないもので、この程度のもは一部の人

には御迷惑にはなるが、併し全体、大局から見まして、この程度のごことは先程図面でも御説明申上げました通り、その程度の空地のゆとりは絶対的に都市計画必要な点から見まして、絶対必要なものだといふように考えておるわけでもありません。

○赤木正雄君 今局長は、一部の人の犠牲は止むを得ないというようなことを言われましたが、私はもう時世は大分変わつておると思ひます。一つの水力堰堤を作つて、そうして非常に動力を加える、これは非常に国の利益になるが、そういう場合でさえ、堰堤のために埋まる土地、或いは住宅等については、今まで以上の重要な考え方を持たない以上は、堰堤はできない。これは今日の事情であります。でありますからして、成程、仮に東京都の例を挙げても、東京都の全体の利益になることは無論考えなければならぬのであります。少しい人にもそれが害を与える、又東京の中に家のある人、或いは土地を持つて居る人は、これは常に決して貧しい人じやないというようない御意見であります。これは御尤もであります。でありますけれども、そういう人でもやはり今日の情勢でありますから、相当の個人の利益を害されるという場合には、相当の途を考えて置くことは当然と私は考へます。それから、次に承りたいのは、第三章の道路の問題であります。四十二條を見ますと、道路はすべて四メートル以上となつておりますが、在来の四メートル以下の道路に面した建物は、増築することができないのが不都合ではないか、四メートル以下に接してあるものでも建築ができるようにしたい。

何故ならば、現在この東京都の中におきましても、幅が九尺の特殊の建築線があつて、又幅員が三メートルの道路は多数あります。こういうものに對してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(伊東五郎君) これは道路は幅員四メートル以上のものに限るといふことは現行法でそうなつております。それから尙既成の市街地には、前からの道路で一間ぐらいのものが相当ございませう。或いは一間もないものもあるかも知れませんが、一間程度のものも現実にあるのでございませう。こういう場合に、もうすでに家が揃つておつて、一間の道路がある、そこへ一軒家を建てようという場合に、四メートルないからこれを許可せんといふふうには考へていないのであります。この四十二條の第二項がその趣旨を規定しております。即ちここに一・八メートル以上あれば、この中心線から二メートルずつ、合計幅員四メートルのものを道路と仮定しまして、そうしてその家は中心線から二メートル後退して建てさせる、こういうことに規定したわけでありませう。

○赤木正雄君 この道路の問題については、私はもう少し専門員の方に調べて欲しいのであります。果して實際はそうなつておるか。私はこれは調べておりませうから、現実に即してないかも知れませうから。次に第四章であります。基準法によりますと、住居地域、或いは準工業地域、又は工業地域では敷地面積から三十平方メートルを引いたものの六割を、商業地域でも七割となつておりますが、これでは小さい敷地におきましては、言はず語らずに建築はできない、

建築の禁止と、こういうふうにお思われまます。例えて申しますと、二十坪未満の敷地で十坪大引きせられたら、殆んど全部住宅は建築はできない。現在は三十平方メートルを引かず、商業地域八割、その他で六割でない、こういう状況でありますからして、これに對して、どういふお考えを持つておられますか。

○政府委員(伊東五郎君) これは第五十五條の問題でございませうが、商業地域については八割を七割にいたしました。併し又住居地域その他では三十平方メートルを、九坪を加えることにいたしましたわけでありませう。これは根本的に申しまして、只今行なつておりますものが、非常に都市の建築物の密集を来たして不衛生であり、火災などにも非常に危険が多い、こういうことから根本の考え方から空地については若干の強化をいたしたのでございませうが、この程度のごとで、多少の例外はございませうが、大体においてそう無理のないものじやないか、で或る程度改善もできるのじやないかといふふうにお考えしております。

○赤木正雄君 今そう無理じやないとおつしやいましたけれども、これももう少し、どういふ点まで実際に即しないか或いはどういふ点が事実無理であるかどうか。それらも一つ御検討してこの次にお伺いをいたしたいと思ひます。次に第六章の防火の地域でございませうが、東京都では都心部及び副都心部を併せて一千万坪が現在甲種防火地域でありますから、基準法の附則によりまして防火地域となる時には、つまり防火地域のうちで百万平方メートル以上は耐火構造、百万平方メートル以下でも

外壁を耐火構造としなければならぬといふことになりませうと、殆んど東京都の真中には實際事情に副わないといふような感じがありますが、これに對してはどういふふうな御考えをお持ちでありますか。

○政府委員(伊東五郎君) これは一応附則で現在指定されておりますものをそのままこで防火地域に乗り換えておられますが、それを再検討いたしました。實際事情にそぐわないといふことになれば、その地域の指定そのものを變更する必要があると思ひます。○赤木正雄君 私は実はこの法案を賣つてからまだ日がありませんでしたので、若し許されるならばもう少し研究して見たいと思つております。併し外の委員の皆さんのお考え方でどうでも……まだ私は十分研究できておりませうから、そのあとで質問をいたしたいと思ひます。

○石坂豊一君 ちよつとお尋ねして置きたいのは、基準法の原則としては、建物の監督及び許可は原則としてどこが主体になるのですか建設大臣か、知事か、或いは市町村か。○政府委員(伊東五郎君) この法律の施行につきましては、この基準を作りませうことは建設大臣が当るのであります。が、そうしてこの基準に合つておるかどうかと、一軒々々の作る家が基準が合つておるかどうかといふことは、市町村なり都道府県に置かれる建築主事といふものが一つの行政機関になりまして、これが確認をするといふことになつております。又建築主事に任しては不適当だと思ふことはその市町村の長なり、或いは知事が決定をするといふことになつております。

○石坂豊一君 この法律の各所にいろいろの規定がありますから、それで私ちよつと伺いたいのですが、基準法は勿論建設大臣でなく国会が決める。国会が決めるのでありますが、主たる権限を持つておるのはどこにあるか、或いは東京都なら東京都の知事にありますか、或いは区長であるか、他の市町村ならば知事がやるとしてその建前がどうなつておるかということ伺いた

○政府委員(伊東五郎君) この建前は現在知事でございます。それをここで改めまして市町村や都道府県に置く建築主事、建築主事が実際の施行に当ることになつております。

○石坂豊一君 そうすると、その行政権というものは各所に分れて、それぞれ今までみたいに単一に行かんわけですね。ちよつと建築主事というものと、やはり知事というものと、市長というものがあるからそれはその予算措置、地方の予算でも要るときにはその建築主事が認めればいいわけですか。

○政府委員(伊東五郎君) その点につきましては、従来よりも窓口を一本にしまして事務を簡素化したのでございまして、従来は知事が一応市街地建築等の施行の任に當つておりました。これが別に又建築に関するいろいろな法令がございまして、これはそれらの法令により認可など別々にとつておつたのでありますが、そういう点は若干ここで統一いたしました。建築主事一本にいたしました。建築主事が建築に関する法令全体について合つていかどうかということをもとめて確認を与える、而もこれは一週間なり三週間なり、ものによつては三週間以内に確

認を与える、こういうことにいたしました。成るべくこの建築主の便宜を図りまして窓口を一本にし、そうして事務を簡単にし、迅速にするというように改めたわけでございます。

○委員長(中川幸平君) この質疑は明日継続することにいたしますか。

○赤木正雄君 そこで我々も研究しますが、専門員にうんと研究して欲しいのです。

○委員長(中川幸平君) そういうことにいたします。

○委員長(中川幸平君) 次に委員の方方にちよつとお語りいたします。本国会の初頭に調査承認を取りました建設事業一般及び国土その他諸計画に関する調査につきまして、継続調査承認要求書を提出するかどうかということについて御相談申し上げます。

○仲子隆君 ちよつと伺いますが、継続審査をやるという場合、今のはこれからやるというのでしょうか。

○委員長(中川幸平君) 休会中になります。

○仲子隆君 今度は休会は継続してこれをやり得る性能がありますかどうか、聊かそれに対する疑義があるのですか……

○赤木正雄君 それは参議院は成立しないと私は思ふ。

○仲子隆君 参議院は半数なくなつておる場合にこれはし得るかどうかということを先に伺います。

○委員長(中川幸平君) その解釈は議運の方でいろいろ研究しておるので我々から何とか言う筋合でありませぬけれども、一応必要があれば出して置き

まして、そうして議運の方で研究して頂いて、承認があれば、参議院としてもあれはやる、ないならば、その承認が無論なからうとこう思つておりますから、それでそういう分らんものならば一つ出さんで置こうというお考えならばそれでいいが、出すならば要求書の提出方を委員長に一任して頂きたいと、かように申上げておるのであります。

○仲子隆君 分りました。そういう意味ならば了承いたします。

○委員長(中川幸平君) それでは継続調査承認要求書を提出することにして、要求書の内容は委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(中川幸平君) 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

午後三時十九分散会

委員長 中川 幸平君

理事 仲子 隆君

委員 赤木 正雄君

島田 千壽君

石坂 豊一君

大隅 憲二君

安達 良助君

伊東 五郎君

建設事務官 (住宅局長) 武井 篤君

常任委員会 専門員 中井新一郎君

参考人 東京都建設局長 指導課長 廣島県建設部長 練早 信夫君